

事業承継時に焦点を当てた
「経営者保証に関するガイドライン」の特則の
適用開始等を受けた取組状況に関する
アンケート調査の結果について
(集計結果)

令和3年6月

金融庁

【調査の目的】

令和2年4月から、事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則（以下「特則」という。）の適用が開始されたほか、令和2年10月には、金融庁ウェブサイトにおいて、主要行等及び地域銀行の「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」の一覧公表を行ったところ。

これらを受けた各金融機関の態勢整備等の状況を確認するため、アンケート調査を実施したものの。

【調査概要】

実施時期：令和2年12月

対象金融機関：510 金融機関（主要行9行、地域銀行102行（埼玉りそな含む）、信用金庫254庫、信用組合145組合）

質問数：計12問

（事業承継時に前経営者・後継者の双方から二重に保証を求めることに関する自行（庫・組合）の方針など）

<記載上の留意事項>

- ・ 集計結果は「回答数」で表示（割合や自由記載を除く）。

【問1】

「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」の設定、自主公表等の中で、自行（庫・組合）の取組みや態勢整備の状況等にどのような変化がありましたか。【複数回答可】

【問1】の集計結果（回答先数＝475）

- ア、KPI の設定、自主公表等を受けて、マニュアル・チェックシート等の改訂を行った
- イ、KPI の設定、自主公表等を受けて、営業現場の職員等に向けて、研修や説明会を開催した
- ウ、KPI の設定、自主公表等を受けて、原則「経営者保証に関するガイドライン」について顧客に説明するなど、顧客向けの説明方針を変更した
- エ、他行の KPI を確認した
- オ、KPI を参考に、他行の取組みを照会した
- カ、その他

ア	イ	ウ	エ	オ	カ
104 (22%)	98 (21%)	54 (11%)	309 (65%)	83 (17%)	96 (20%)

その他（主な意見を抜粋）

- ・ KPI の設定、自主公表以前から経営者保証ガイドライン及び同特則を遵守しており、令和元年10月の金融庁によるKPIの一覧公表に当たって、取組や態勢整備に特段の変化はない。
- ・ 特則の適用開始に併せて、経営者保証の考え方を再周知するとともに、代表者変更時の二重保証取得を禁止する旨を指示した。
- ・ 行内マニュアル・チェックシートは、「KPI 公表を受けて」と言うよりも、特則を受けて改定している。
- ・ 半期ごとのKPIの公表に合わせ、「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況（ホームページの公表内容）や留意事項（事業承継時における新旧代表者双方の保証人徴求は原則不可、など）を行内に周知している。
- ・ 自身（信用金庫）の取組状況を確認するため、特に近隣の地方銀行のKPI（等）を参考にしている。

【問2】（銀行のみ回答）

「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」の設定、自主公表、主要行等及び地域銀行の一覧公表を受けて、自行のKPIについて関係者（メディア、ステークホルダー、顧客等）に対する説明は行いましたか。また、関係者からの問い合わせ等はありましたか。【複数回答可】

【問2】の集計結果（回答先数＝110）

- ア、説明している
- イ、問い合わせがあった
- ウ、特になし
- エ、その他

ア	イ	ウ	エ
13 (12%)	1 (1%)	93 (85%)	8 (7%)

その他（主な意見を抜粋）

- ・ ディスクロージャー誌においてKPI公表している。
- ・ 県事業承継ネットワーク事務局から内容について問い合わせがあり、二重保証の解消に向け今後も連携して行く予定。

【問3】

事業承継時等の契約変更・更新や、(事業承継時に限らず)新規融資において、保証を徴求する際の債務者及び保証人への説明に関し、該当するものを選択してください(事業承継時については、前経営者のみ又は後継者のみから保証を徴求する場合を含む)。【一つ選択】

【問3】の集計結果

- ア、常に経営者保証ガイドラインについて説明を行う方針としている
- イ、根保証契約(保証極度額を定めた保証契約)の更新時以外、常に経営者保証ガイドラインについて説明を行う方針としている
- ウ、(経営者保証ガイドラインについて説明は行う方針とはしていないが、)保証契約が必要である理由について説明を行う方針としている
- エ、顧客から問われた際に経営者保証ガイドラインについて説明を行う方針としている
- オ、営業現場の職員に対応を委ねている
- カ、その他

ア	イ	ウ	エ	オ	カ
405	18	45	24	14	24
(76%)	(3%)	(8%)	(5%)	(3%)	(5%)

その他(主な意見を抜粋)

- ・ 保証人別に最初の保証契約を行う際に経営者保証ガイドラインについて説明を行う方針としている。
- ・ 基本的に常に経営者保証ガイドラインについて説明を行う方針であるが、根保証契約の中途期間内の新規融資については説明を省略している。

【問4】

問3. に関連し、保証を徴求する際の債務者及び保証人に対する説明内容について、該当するものを選択してください。【複数回答可】

【問4】の集計結果（回答先数＝497）

- ア、法人と経営者個人の資産の分離に関し、保証を外すために必要な定量的な目線を示す方針としている
- イ、法人の資産・収益力等、保証を外すために必要な財務基盤の強化に関する定量的な目線を示す方針としている
- ウ、財務状況の適時適切な情報開示に関し、保証を外すために必要な、開示を期待する具体的内容や頻度、外部専門家の関与の有無等を示す方針としている
- エ、停止条件付保証契約や金利の一定の上乗せ等の、経営者保証の機能を代替する融資手法の取扱いと活用可能性を示す方針としている
- オ、営業現場の職員に対応を委ねている
- カ、その他

ア	イ	ウ	エ	オ	カ
251 (51%)	262 (53%)	164 (33%)	90 (18%)	112 (23%)	125 (25%)

その他（主な意見を抜粋）

- ・ 経営者保証を求めない可能性を検討するうえで充足することが求められる具体的な項目や経営者保証の機能を代替する融資手法について説明を行っており、主たる債務者の意向に応じて停止条件付保証契約や解除条件付保証契約といったコベナンツ付保証契約の取扱いに関する説明を行っている。なお、保証を外すために必要な定量的な目線については、解除条件付保証契約のコベナンツ条項の一部に盛り込んでいる。
- ・ 定量的な目線こそ明示してはいないが、①保証契約の必要性、②原則として保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、履行の範囲が定められること、③経営者保証の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等の見直しの可能性があることを説明している。
- ・ 定量的・具体的な数値設定はしていないが、個別の取引先ごとに状況を把握し要件を充足しない場合でも取引先との継続的なリレーションとそれに基づく事業性評価や成長可能性等を加味し、柔軟に対応している。

【問5】

どのようなケースで、(個別保証契約(融資金それぞれに対する保証契約)ではなく)根保証契約を締結するか、該当するものを選択してください。【複数回答可】

【問5】の集計結果(回答先数=492)

- ア、正常運転資金等に対応する短期継続融資先について、根保証契約を締結する方針としている
- イ、設備・長期運転資金対応先について、根保証契約を締結する方針としている
- ウ、使途に拘わらず業績等に応じ根保証契約を締結する方針としている
- エ、経営者(保証人)が面談機会の確保が困難等の理由から根保証契約を希望している場合に根保証契約を締結する方針としている
- オ、営業現場の職員に対応を委ねている
- カ、その他

ア	イ	ウ	エ	オ	カ
298 (61%)	16 (3%)	43 (9%)	43 (9%)	60 (12%)	138 (28%)

その他(主な意見を抜粋)

- ・ 都度の保証契約負担の理由から、お客さまが根保証契約を希望している場合等に根保証契約を締結している。
- ・ 継続的に運転資金を必要とするお客さまに対し、経営者保証ガイドラインの要件を満たさず、情報開示に消極的なケースで、根保証契約を締結している。
- ・ 取引科目に応じて根保証契約を締結する体系となっており(商手割引、手形貸付、支払承諾、当座貸越等は根保証、証書貸付は特定債務保証)、債務者の意向、保証人属性、ガイドライン要件の充足状況等により保証徴求要否を判断し、徴求する場合には適切な保証金額の検証を経て保証徴求している。

【問6】

事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の適用が開始され、特則では、原則、前経営者、後継者の双方から二重に保証を求めること（以下「二重徴求」という。）は行わないこととし、例外的に二重徴求を許容する事例として4つの事例を列挙しているところ（特則第2項（1）①～④）、自行（庫・組合）の方針について、該当するものを選択してください。【一つ選択】

【問6】の集計結果

- ア、特則の適用開始以前から、原則、二重徴求は行わない方針としており、特則を踏まえ、引き続き、原則、二重徴求は行わない方針としている
- イ、特則の適用開始を受けて、新たに、原則、二重徴求は行わない方針とした
- ウ、その他

ア	イ	ウ
169 (34%)	302 (61%)	24 (5%)

その他（主な意見を抜粋）

- ・ 新たな二重徴求は原則禁止しているほか、既存の二重徴求についても営業店に対して極力解除するように指導している。
- ・ 方針として定めていないが、融資稟議の審査過程で二重徴求の事例があれば、許容されるものかどうか確認していく。
- ・ 特則の適用開始以前は、ガイドラインに則り適切な保証受入を徹底していたが、特則の適用開始に伴い、二重保証の原則受入不可の方針を手続に明記・FAQ等を整備した。
- ・ 職域の信用組合であり、事業性融資を取り扱っておらず本問への該当はない。

【問7】

2020 年度上期（4-9 月）において、事業承継時に二重徴求している事例につき、内訳をご教示ください。【1 事例につき該当事由が複数ある場合、重複可】

【問7】の集計結果

- ア、特則第2項（1）①
- イ、特則第2項（1）②
- ウ、特則第2項（1）③
- エ、特則第2項（1）④

ア	イ	ウ	エ
351 (22%)	559 (35%)	310 (19%)	393 (24%)

【問 8】

問 7. に関連し、例外事例に該当し、二重徴求となった場合（特則適用開始前より二重徴求となっている場合を含む。）、その状態が継続しないよう適切に管理・見直しを行うため、どのような体制整備・取組を行っていますか。【一つ選択】

【問 8】の集計結果

- ア、本部が関与する定期的な事後フォローの体制を整備している
- イ、本部関与はないが、管理・見直しの体制を整備している（整備している場合、内容や頻度を下欄にご記載ください）
- ウ、管理・見直しの体制整備は講じていない（下欄に理由と今後の見直しをご記載ください）

ア	イ	ウ
183 (37%)	68 (14%)	239 (49%)

- ◆ 本部の関与がない体制整備の内容、頻度（主な意見を抜粋）
 - ・ 相続確定までの一時的な二重徴求の場合は、相続確定（の予定日）、又は相続の原因事項の発生から6ヶ月後のうちいずれか早い日付を期限として見直すこととしている。それ以外の場合の管理期日は、次回保証契約見直し時、もしくは当初契約から1年後のうちいずれか早い日付に見直しを行うこととしている。
 - ・ 年1回実施する融資先企業に対する企業審査（信用格付、融資方針等の検討）において、保証人徴求状況と法人・個人の資産の分離状況等を確認し、二重徴求解消に向けた検討を行うこととしている。
 - ・ 事業承継時における経営者保証の取扱いにかかるフローチャートを制定し、事業承継時のほか、新たな融資の申込時等、代表者との交渉が可能な時期に合わせて見直しをすることとしている。
 - ・ 保証取得時に作成した経営者保証の要件等を確認する検証シートで、前経営者の保証脱退または当該債権の完済まで営業店が管理する態勢としている。
 - ・ 例外的に二重徴求した場合は、1年後を目処に期日管理設定を行い、二重徴求した要因が解消されているか確認の上、保証解除を検討するルールを制定している。
 - ・ 新規融資申請時に加え、条件変更申請時もチェックリストを作成し、申請の都度、二重徴求の解消や既存の経営者保証の解除を含めた保証契約の見直しの可能性を検討することとしている。

- ◆ 体制整備を講じていない場合、その理由と今後の見通し（主な意見を抜粋）
 - ・ 特則の適用開始以降、二重徴求は発生しておらず、特則の適用開始前から二重徴求は行わないこととしている。継続的に営業店への周知を行っていくとともに、二重徴求となった場合の管理及び見直しの体制については、今後検討したい。
 - ・ 特則の適用開始に併せて、二重徴求を原則禁止としており、例外事例に該当し二重徴求となるケースは限定的と考えられることから、二重徴求となった場合には個別案件毎に管理することとしている。
 - ・ 現状では該当する件数が少ないことから、管理・見直しの体制整備は講じていないが、今後の件数の推移を勘案の上で、体勢整備について検討したい。
 - ・ 二重徴求となるような事案の発生は極めて稀なケースであり、管理・見直しの体制整備までは現時点では検討していない。
 - ・ 管理・見直しの体制整備は講じてないが、本部でのモニタリング実施により営業店に対してフォローを行っている。
 - ・ 体制整備はしていないが、新規契約や契約更新時に見直しを行っている。また、見直しの申し出があった場合は柔軟に対応している。
 - ・ 特則の適用開始前より二重徴求となっている先を含めて、定期的に対象先リストを還元し、二重徴求先の見直しを実施するような体制整備を検討している。
 - ・ 金融支援中の先等諸々の理由から二重徴求となっているケースがあるが、コロナ禍の状況で無利子融資の対応を優先していることもあり、今後コロナ融資が落ち着き次第、既存の二重徴求についても個別に解除可能かを再検討していく予定。
 - ・ 第三者保証や二重徴求の抑止・管理等の観点から、融資関連システムの連帯保証契約登録情報について現在整備しているところ。整備後は、特則適用開始前より二重徴求となっているケースも含めデータベース管理が可能となるため、本部が関与する定期的な事後フォローを行っていく体制とする予定。

【問9】

2020年4月1日施行の改正民法では、第三者保証の利用が制限されましたが、第三者保証に該当する可能性のある経営権・支配権のない前経営者との保証契約について、どのような対応を取っていますか。【一つ選択】

【問9】の集計結果

- ア、第三者保証に該当する可能性のある前経営者との保証契約は解除
イ、第三者保証に該当する可能性のある前経営者であっても、一定の要件に該当する場合、改正民法に則って保証を徴求（下欄に件数と具体の要件をご記載ください）

ア	イ
338 (70%)	146 (30%)

2020年度上期の件数
502

改正民法に則って保証を徴求する場合の具体の要件（主な意見を抜粋）

- ・ 規程上、前経営者との保証契約については、経営者（役員や議決権の過半数を有する株主）以外の第三者を保証人として求めないことを原則としている。ただし、管理先の前経営者で過去の経営責任があり、支援行で協議の上、保証継続するなどの理由により、本部が認めた場合は、保証を徴求するケースがある。
- ・ 第三者保証は原則禁止としている。ただし、保証取得の客観的・合理的理由があり、当該保証人が債務者実態及び保証提供の必要性を十分理解していることの意味確認ができている場合には例外的に、改正民法に則った保証契約を行なっている。
- ・ 第三者保証に該当する可能性のある前経営者であっても、企業の体力が脆弱であり、前経営者の資産等が後継者に引き継がれないケースが多く、必要と判断すれば民法改正に則って保証徴求する場合はある。
- ・ 形式上第三者となっても社内に残り影響力が大きい場合や、前経営法人への貸付金等、個人との貸借が多額で影響力が大きい場合などは、実態に則して判断している。

【問 10】

特則では、特則第 2 項（1）から（4）に沿った対応ができるよう、社内規程やマニュアル等を整備し、職員に対して周知することが求められているところ（第 2 項（5））、営業現場の職員等に対してどのように周知を行いましたか。【複数回答可】

【問 10】の集計結果（回答先数=498）

ア、研修・説明会の開催

イ、マニュアル・チェックシートを制定の上、すべての新規融資や保証条件の見直しに関し、当チェックシートを用いて稟議決裁を行うフローとしている

ウ、本部においてチェックシートの使用状況に関し、定期的に事後の点検を行う

エ、二重徴求が許容されない具体の事例などを営業店に展開している

オ、二重徴求を行うことが前提になる事業承継時の契約変更について、本部が事前に適切性を確認する

カ、特に周知は行っていない（下欄に理由と今後の見通しをご記載ください）

キ、その他（下欄にご記載ください）

ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
227 (46%)	255 (51%)	65 (13%)	108 (22%)	170 (34%)	25 (5%)	88 (18%)

その他（主な意見を抜粋）

- ・ 特則について、営業店向けに周知文書を発出した。
- ・ 特則に対する対応方針を定め、内部通達文書により営業店へ周知。担当部署において各営業店に対し臨店指導を実施。また、同通達文書およびガイドラインの要旨等は常に閲覧可能なように営業店へ開示している。
- ・ 毎月月初に支店長・役席宛てメールにて前期の二重保証の徴求率や他行との比較を配信し、営業店への周知徹底を図った。
- ・ 本来であれば毎月開催する渉外・融資打合せ会にて周知すべきところ、新型コロナ感染拡大防止の観点から打合せが行なえず、担当職員に個別周知を行なった。

周知は行っていない理由と今後の見通し（主な意見を抜粋）

- ・ 二重徴求を行わないよう事前に本部が関与しているが、営業店への周知が十分とは言いがたい。今後、研修・説明会の開催等で営業店への周知を行いたい。
- ・ コロナ禍、会議・研修の自粛により周知するタイミングを逃していた。今後、周知する方法として、発信文書及び融資役席者を対象とした会議等を検討している。

【問 11】

経営者保証ガイドライン、同ガイドラインの特則の活用にあたり、自行（庫・組合）が認識している課題や問題点等がございましたら、ご記載ください。【自由回答】

【問 11】の回答（主な意見を抜粋）

- ・ 停止条件付・解除条件付保証契約の導入を目指しているが、契約書や具体的事務等に関するノウハウが不足しており、いまだ着手できていないことが課題と考えている。
- ・ 代替手法であるABLの活用やコベナントの付保をした融資の職員への更なる浸透が必要と感じている。
- ・ フローベースの二重徴求については解消が進んでいる状況だが、ストックベースの二重徴求については、一部、保証解除が完了しておらず、課題であると認識。
- ・ 既に二重徴求となっている先の洗い出し方法（現状オンラインにて管理できていない）をはじめ、管理・見直し方法等検討すべきことは多い。
- ・ 無保証融資を促進すべく、一定条件を満たしている企業に対し、金利を上乗せした無保証融資が利用できる制度を創設し、経営者に説明ならびに利用を促しているが、保証してでも金利が低い方が良いとの要望から、無保証融資の促進につながっていない。
- ・ 経営者保証ガイドラインの活用については、事業性評価の実施により、顧客との信頼関係の強化等の多くのメリットが見込まれることから、積極的に取り組むべきと考えている。しかしながら、担当者の一定の目利き力が必要となり、目利き力の養成が課題と考えている。
- ・ 事業の状況が大きく変化しているコロナ禍において、取引先と金融機関の関係強化、情報の適時開示が特に重要な場面にあると認識しており、単に無保証とすることを目的化することなく、ガイドラインの活用を契機に顧客との一層の関係強化が課題と考えている。
- ・ 取引先の多くは、中小零細企業であり、法人と個人の資産関係の明確な区分分けがなされていない場合が多い。一概にガイドラインに沿った対応を行うと借り手（取引先）の資金調達が難しくなることも考えられるので、今後の課題としては、ガイドラインにおける債務者・保証人の努力義務を取引先に浸透させ改善を図っていただくことが必要だと思われる。
- ・ 経営者であれば保証契約を締結しても問題ないとの意識が残っており、基本的には経営者保証を求めず、やむを得ない場合に経営者保証契約を締結するのであるとの考え方を浸透させていくことが必要であると考えている。

【問 12】

その他ご意見等ございましたら、お聞かせください。【自由回答】

【問 12】の回答（主な意見を抜粋）

- ・ 停止条件又は解除条件付保証契約の導入実績、導入済みの契約詳細の情報を展開してほしい。その他、特則の活用事例についての他行の取組みを展開してほしい。
- ・ 既存保証の見直しに関しては、具体的に見直しを検討すべき事例やガイドラインがほしい。
- ・ 他行（庫・組合）の取組事例を参考にしながら、経営者保証ガイドラインの積極的活用を努めたい。
- ・ 経営者保証ガイドライン、同ガイドラインの特則などに関する「勉強会」を開催してほしい。